

(記載例)

別紙様式第1号

研修計画

令和 年 月 日

殿

[申請者]

住 所 :

氏 名 :

電 話 番 号 :

(生年月日: 年 月 日: 歳)

メールアドレス :

電話、メールでも連絡するので、必ず記載すること。

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日農務次官依命通知）別記2第6の1の（1）の規定に基

なお、第7の3の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

また、実施要綱の規定を遵守し、就農するための研修に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて※9）誓約します。

申請者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。

1 農業を始めようと思った理由

- ・ 農業にかける思い。
- ・ 農業に取り組むにあたっての決意。
- ・ 過去の農業経験・体験等の有無。
- ・ 研修を希望する理由。
- ・ 家族の理解や協力等。

(400字以上記載すること。)

2 就農時に係る計画

就農希望地	〇〇市町村	就農予定時期 (就農予定時の年齢)	令和〇年〇月 (〇〇歳)
就農形態	<input checked="" type="checkbox"/> 独立・自営就農 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>新たに農業経営を開始※₁ <input type="checkbox"/>親（三親等以内の親族※₂（以下同））の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/>親の農業経営を継承※₃ <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>全体、<input type="checkbox"/>一部 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 研修期間終了後1年以内。親元就農の場合は親元就農予定時期を記載すること。就農予定時の年齢は49歳以下であること。 </div> <input type="checkbox"/> 雇用就農 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>正社員として期間の定めのない雇用契約を締結 <input type="checkbox"/>通算5年以上の有期雇用契約を締結 <input type="checkbox"/>研修終了後5年以内に独立・自営就農 <input type="checkbox"/>研修終了後5年以内に法人の共同経営者 <input type="checkbox"/> 親元就農※ ₄ <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>親の経営の全体を継承 <input type="checkbox"/>法人の（共同）経営 <input type="checkbox"/>親の農業経営とは別に新たな部門を開始 経営継承、法人の（共同）経営、又は新たな部門を開始する予定時期 <div style="text-align: right;">年 月</div>		
経営面積※ ₅ 飼養頭羽数	〇〇a・頭・羽（合計）	農業所得目標※ ₅	〇〇〇万円/年
経営内容※ ₅	作目：〇〇〇 作目： （その他： <div style="float: right; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 250万円以上とすること。 </div>		

- ※1 非農家出身者で独立・自営就農する者の場合
 ※2 農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合
 ※3 農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合
 ※4 三親等以内の親族の経営する農業経営体に就農する者の場合
 ※5 就農5年後の目標を記入する（雇用就農又は親元就農の場合は記入不要）

3 将来の就農ビジョン（生産物の販売方法などを記載）※₆

- ・農業に取り組む目的や理由、農業を通して社会にどのように貢献したいか。
- ・その品目を選択した理由。
- ・経営開始した初年度～5年後の計画。
- ・最終目標はどこか。どのような農業経営をしていきたいか。
- ・販売先や販売方法はどこを検討しているか。
- ・将来的な所得目標。
- ・機械や施設などは何を、いつ、どのくらいの事業費で、何の資金を活用して導入するのか。
- ・今後取り組んでいきたい農業経営の構想や将来の展望等。

（400字以上記載すること。）

- ※6 別記2第5の1の（1）のイの（エ）の場合は、a及びbについて記載する。

4 計画を達成するための研修※7

① 研修内容等

名称	独立・自営就農支援研修	所在地	①岩手県立農業大学校 (金ヶ崎町六原字蟹子沢14) ②〇〇 〇〇 (〇〇市〇〇10-1)
専攻・ 営農部門	①基礎コース (野菜) ②現地実習 野菜 (〇〇〇)	研修 期間	令和〇年4月1日 ~ 令和〇年3月31日
研修内容			
<p>①基礎コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜の基礎知識、栽培理論、栽培技術の習得 ・農業簿記の基本知識の習得 <p>②現地実習</p> <p>〇〇〇の播種、育苗管理、定植、誘引、土づくり、施肥、病虫害防除、収穫、調製等の栽培技術の習得</p> <p>販売、経営管理、販売戦略、雇用管理等の実践的な知識の習得</p>			

※7 研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

② 交付期間 (就農準備資金)

交付対象となる研修期間を記入すること。

令和〇年4月1日 ~ 令和〇年3月31日

5 その他

常勤の雇用契約の締結	<input type="checkbox"/> 締結している <input checked="" type="checkbox"/> 締結していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度 (失業手当) 等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input checked="" type="checkbox"/> 給付等を受けていない
過去に本事業、農業次世代人材投資事業、令和元年度補正就職氷河期新規就農促進事業、令和2年度補正就職氷河期新規就農促進事業、就農準備支援事業、就農準備・経営開始支援事業による資金の交付	<input type="checkbox"/> 交付を受けたことがある <input checked="" type="checkbox"/> 交付を受けたことがない

傷害保険の加入	<input checked="" type="checkbox"/> 加入している <input type="checkbox"/> 4の②の交付期間の開始日までに加入する <input type="checkbox"/> 加入しない
前年の世帯全体の所得 ^{※8}	〇〇〇 万円
前年の世帯全体の所得が600万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	
<p>※本欄は交付主体の記入欄</p> <p>生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無 <input type="checkbox"/>有 <input type="checkbox"/>無</p> <p>【所見】</p>	

※8 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」。

6 保証人^{※9}

住 所	
氏 名	
住 所	
氏 名	

※9 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。
また、研修計画の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

添付書類

別添1：先進農家等で研修を受ける場合は受講する研修のカリキュラム（研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画）を添付。先進農家等以外の教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類を添付。

別添2：履歴書

別添3：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

別添4：農業研修に関する確認書（先進農家等で研修する場合。先進農家等以外の

教育機関で研修を受ける場合は不要。)

別添5：確約書（研修終了後、親元就農する予定の場合。）

別添6：傷害保険に加入している場合は傷害保険証書の写しを添付。交付期間が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容がわかるもの（パンフレット等）を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを交付主体に提出すること。

別添7：前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。

別添8：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

研修実施計画

1 研修内容

年月	研修時間	内 容
令和○年 4月	100	○○○の育苗管理、ハウスの土づくり、 マルチ張り、品種選定
5月	90	パソコンによる農業複式簿記演習 トラクタの操作
6月	120	○○○の収穫、調製、販売
7月	120	
8月	120	研修品目、研修内容を 具体的 に記載すること。 例) 栽培管理×、座学× りんどうの定植○、複式簿記演習○
9月	120	
10月	120	
11月	110	
12月	80	研修期間全ての月について記載すること
令和○ 年1 月	80	
2月	80	年間合計時間は、1,200時間 以上とすること
3月	100	
研修時間合計		

2 習得する技術

- ・ ○○○の基礎的な知識・栽培管理技術を習得する。
- ・ 農業複式簿記の基礎知識を習得する。
- ・
- ・
- ・

上記の研修内容で研修を実施します。

令和 年 月 日

(研修先名称)

(住所)

(電話番号)

※上記内容が記載された研修実施計画等であれば、本様式に限らない。

農業研修に関する確認書（例）

農地所有適格法人A（以下、甲という。）及び研修生B（以下、乙という。）とは、農業研修について、次のとおり確認する。

第1条（研修期間）

研修期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

第2条（研修生の責務）

乙は、研修期間中、甲の指示に従い、誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 乙は、研修期間中に知り得た甲の業務上の機密又は甲と取引する顧客情報等（個人情報を含む。）について、ほかに漏洩してはならない。
- (2) 乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為その他不道德な行為及び不法な行為をしてはならない。
- (3) 乙は、研修期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険に加入しなければならない。
- (4) 乙は、研修計画に即して必要な技能を習得しなければならない。
- (5) (1) から (4) までに違背した場合、甲の判断により研修を即時中止することができるものとする。

第3条（研修受入先の責務）

- (1) 甲は、乙が独立・自営就農、雇用就農又は親元就農し、就農後5年以内に農業経営を継承すること又は法人の経営者となることができるよう適切に生産技術等を教えなければならない。
- (2) 甲は、乙を労働者として扱ってはいけない。

第4条（損害賠償）

- (1) 乙は、研修中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- (2) 乙は、研修における不慮の事故について、第2条(3)の規定に基づく傷害保険による給付があったときには、甲に対し、当該不慮の事故についての損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

第5条（費用の負担）

- (1) 研修に要する経費（〇〇〇）は、甲が負担する。
- (2) 研修に要する経費（△△△）は、乙が負担する。

第〇条（研修謝金）

乙は甲に月額〇万円を支払う。

第6条（その他）

この確認書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの確認書に定めのない事項については、確認書の趣旨に則り、甲・乙協議の上

本確認書締結の証として、本書2通作成し

令和〇年〇月〇日

甲
(住 所)
(研修先)
(氏 名)

乙
(住 所)
(氏 名)

自署の場合は押印不要。
自署でない場合は押印すること。

※ 農業研修が適切に実施できるよう研修先及び研修生の間で合意した確認書であれば、本確認書例に限らない。

農業研修に関する確認書（例2）

新規就農者受入経営体_____（以下、甲という。）及び研修生_____（以下、乙という。）及び岩手県立農業大学校長 柏原一成（以下、丙という。）とは、農業研修について、次のとおり確認する。

第1条（研修期間）

研修期間は、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

第2条（研修生の責務）

乙は、研修期間中、丙及び甲の指示に従い、誠実な研修を遂行するとともに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）乙は、研修期間中に知り得た甲の業務上の機密又は甲と取引する顧客情報等（個人情報を含む。）について、ほかに漏洩してはならない。
- （2）乙は、甲の信用を害し品位を傷つける行為、研修の目的を逸脱する行為その他不道德な行為及び不法な行為をしてはならない。
- （3）乙は、研修期間中の不慮の事故に備え、あらかじめ傷害保険に加入しなければならない。
- （4）乙は、研修計画に即して必要な技能を習得しなければならない。
- （5）（1）から（4）までに違背した場合、丙及び甲の判断により研修を即時中止することができるものとする。

第3条（現地実習先の責務）

- （1）甲は、乙が独立・自営就農（親元就農し、就農後5年以内に農業経営を継承すること又は法人の経営者となることを含む。）ができるよう適切に生産技術等を教えなければならない。
- （2）甲は、乙を労働者として扱ってはいけない。

第4条（損害賠償）

- （1）乙は、研修中に、その責めに帰する事由により、甲又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。
- （2）乙は、研修における不慮の事故について、第2条（3）の規定に基づき、研修生が自ら対策を講じるとともに、甲及び丙に対し、当該不慮の事故についての損害賠償その他一切の請求を行わないものとする。

第5条（研修機関の債務）

- （1）丙は、乙の研修状況を把握し、問題がある場合は、地域の農業改良普及センター及び県農業普及技術課と連携のうえ直ちに対処しなければならない。

第6条（その他）

この確認書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの確認書に定めのない事項については、確認書の趣旨に則り、甲・乙及び丙協議の上、定めるものとする。

本確認書締結の証として、本書3通作成し、甲・乙及び丙それぞれ各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲【新規就農者受入経営体】

（住 所）

（研修先）

（氏 名）

乙【研修生】

（住 所）

（氏 名）

丙【研修機関名】

（住 所）岩手県金ケ崎町六原字蟹子沢 14

（氏 名）岩手県立農業大学校 校長 柏原一成 印

自署の場合は押印不要。
自署でない場合は押印すること。

印

印

確約書

令和 年 月 日

殿

住 所：

氏 名：

(生年月日： 年 月 日： 歳)

私は、研修終了後に親元就農する予定であるため、老育成総合対策実施要綱の規定に基づき、下記の事項を実施すること。
なお、同要綱の規定が遵守できなかった場合、老育成総合対策実施要綱の規定に基づき、下記の事項を実施すること。

自署の場合は押印不要。
自署でない場合は**押印**すること。

記

- 1 就農に当たって家族経営協定等を締結し、私の責任や役割を明確に規定すること。
- 2 就農後5年以内に、当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者となる（親族との共同経営者になる場合を含む。）又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始すること。

(親元就農先)

経営主の氏名 (法人化している場合は 法人名も)	
経営主の住所 (法人化している場合は 所在地も)	

(当該農業経営を継承する、当該法人の経営者となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する予定の時期)

年 月
